# 1．ATENA技術要件書の扱いについて

（背景）

1．産業界として、安全性向上につながるCCF対策を、合理的且つ早期に実現できる方策として、ATENAが技術要件書を作成した上で、事業者がその技術要件書に基づき自主的に対策を進めることを提案した。これにより、早いプラントで2023年度に対策の整備が完了する。

2．また、規制委員会から対策水準が示されており、事業者は対策水準を満たすことが必要になったと理解している。一方で、本件が、規制要求化（バックフィット）されるものか等、規制上の扱いについては規制委員会にて検討中の状況にある。

（ご相談事項）

1．本件がバックフィット等により規制当局が何らかの形で関与される場合、産業界としては、技術要件書に規定した内容が対策水準以上であることを規制当局と予め認識を共有しておかないまま対策を進めた際に、後日、規制当局から規制委員会が示した対策水準を満たさないとの指摘を受け、設計変更等による後戻りにより目標完了時期に遅れが生じる可能性があることを懸念している。

2．このため、規制上の扱いについて検討中の状況下において、対策の後戻りと完了時期の遅れを防ぐために、産業界としては、対策水準と技術要件書の対応を示し、整合が取れていることの認識共有を図った上で対応を進めたいと考えている。
技術要件書を規制当局と認識共有する方法については、引き続き、ご相談させていただきたい。
なお、従来と同様に規制要求化（バックフィット）された場合、基準適合性の確認にあたっては、規制当局による個別の審査が必要と認識。（学協会規格として対応する場合には、規格化及びその技術評価に時間を要する懸念あり。）


Copyright © Atomic Energy Association All Rights Reserved.

# 2．規制上の扱いを踏まえたATENAの関与について

（背景）

1. 今回のデジタルCCF対策について、規制当局は安全上の重要度等を総合的に考慮し、従来の規制要求化（バックフィット）とは異なり、産業界の自主的な取組にも期待しながら、規制上の扱いを検討されている状況と認識。
2. ATENAは、本件にかかる技術要件を定め、事業者の取組を評価しながら、産業界として自主的に対応していく方針であるが、産業界の自主的な取組において、ATENAの関与の程度が論点の一つと認識。

（ご相談事項）

1. ATENAは、本件を含めて産業界の自主的な安全性向上活動を積極的に牽引していく考え。更に、本件について規制当局が何らかの形で関与される場合には、規制当局がATENAに期待される役割等も踏まえながら、ATENAの取組内容について、前向きに検討を進めていきたい。
2. ATENAは、米国NEIをモデルとして組織設計を行っており、個別プラントの安全対策の方針は決めるが、それが現場で実現されていることを確認するために、規制当局と同様の審査・検査を行う組織設計とはしていない。（米国NEIも同様）。
3. そのため、本件の規制上の扱いを検討するうえで、規制当局の問題意識が、ATENAによる審査・検査等であれば、今後、どういった方法で対応（含、ATENAの機能見直し）していくか検討が必要である。なお、規制当局と同様の審査を行う場合には、中立性・透明性にも配慮した取組の検討が必要であり、規制当局の問題意識について確認しながら検討を進めていきたい。


Copyright © Atomic Energy Association All Rights Reserved.